

国際移住機関特権免除協定

協定の概要

国際移住機関(IOM)並びにその加盟国の代表者及び職員等に対し、専門機関特権免除条約の規定を準用して特権・免除を付与する。

国際移住機関(IOM)－駐日事務所

- 国際移住機関(IOM)は、国際的な人の移動の問題を専門に扱う非国連の国際機関であり、移民・難民・国内避難民・被災者への直接支援等を実施(我が国は1993年に加盟)。
- 我が国は、IOM駐日事務所と連携しつつ、緊急人道支援等の分野で我が国のNGOや自衛隊の活動に対してIOMからの協力を得つつ支援を実施する(スマトラ沖地震被災者支援、パキスタン地震被災者支援等)とともに、我が国国内における人身取引対策及び外国人労働者子女への就学支援等の分野でIOMと協力。

(参考)

- ・IOM憲章第28条はIOM等が享有する特権・免除はIOMと関係国との間の協定等により定める旨規定。
- ・IOM側から累次にわたり特権・免除協定の締結が求められてきた。



(参考)

国連専門機関

- ・ILO
- ・FAO
- ・ICAO
- ・UNESCO
- ・IMF
- ・WHO
- ・IMO 等

既に適用

専門機関特権免除条約

本協定は専門機関特権免除条約(国連の専門機関に付与される特権・免除について規定。我が国は1963年に締結。)が規定する以下の特権・免除をIOMに準用する。

- ・構内・文書の不可侵
- ・訴訟手続からの免除
- ・通信に関する便益の供与
- ・関税・直接税の免除 等

準用

IOM並びにその加盟国の代表者及び職員等

締結の意義

我が国においてIOMが一層円滑に活動を行う環境が整備されることとなる。